

4月から変更となっている点

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変わりました

介護老人福祉施設への新規入所者は、原則として要介護3以上の人に限られます。ただし、要介護1・2でもやむを得ない事情があれば例外として入所が認められる場合があります。

介護老人福祉施設とは？

3種類ある介護保険施設の1つが介護老人福祉施設です。常時介護が必要で在宅での介護が困難な人が主に利用します。ほかに、医療施設から在宅への復帰を目的とした介護老人保健施設、病気や障害などの治療が終わった人が長期的な療養をするための介護療養型医療施設があります。

8月から変更となる点

●一定以上の所得がある人は介護サービスの利用者負担が1割から2割に変わります

利用者負担の割合（1割または2割）が記載された介護保険負担割合証を、介護認定を受けている人全員に、7月中旬に送付します。

●介護保険負担限度額認定証の認定要件に資産などを追加します

低所得の人が介護保険施設や短期入所を利用する場合は、申請により「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設に提示することで、食費および居住費が軽減されます。

(追加される要件)

- 預貯金などが単身1千万円超、夫婦2千万円超の場合は対象外となります。
- 世帯分離している場合でも、配偶者が課税されている場合は対象外となります。

●高額介護サービス費などの上限額が一部変わります

高額介護サービス費支給制度とは、介護サービスの利用者負担額が同じ月に一定の上限を超えたとき、申請をすることにより高額介護サービス費として払い戻されるものです。新たに「現役並み所得」の区分が設定されます。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
現役並み所得※	44,400 円／世帯
一般世帯	37,200 円／世帯
住民税非課税世帯	24,600 円／世帯
合計所得金額および公的年金収入額の合計額が80万円以下の人	15,000 円／個人
老齢福祉年金の受給者	
生活保護の受給者	15,000 円／個人

※課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる世帯。ただし、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、単身世帯383万円未満、2人以上世帯520万円未満の場合は、申請により一般世帯区分になります。

●高額医療・高額介護合算制度の負担限度額が変わります

70歳未満の人の高額医療・高額介護合算制度の負担限度額が、8月からの計算期間分から変更されます。

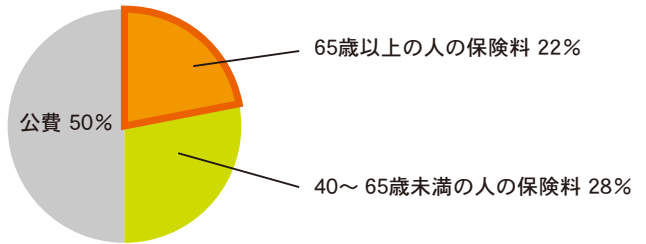
平成27～29年度の介護保険料

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は3年に1度改定されることになっており、平成27年度は改定の年です。

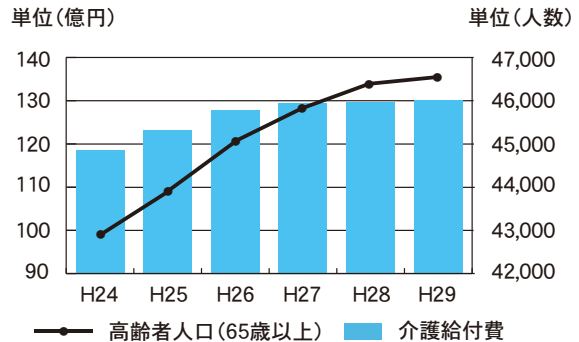
平成27～29年度までの3年間に掛かる介護保険サービス給付費のうちの22%を第1号被保険者が負担するものとして試算し、平成27年度からの介護保険料を決定しました。

基準となる第5段階の保険料は今までと同額の月額5千円で、第1段階の保険料は月額2,500円から2,250円に軽減しています。また10区分から12区分に変更し、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かい設定になりました。

介護給付費の負担割合



介護給付費および高齢者人口の推移



所得段階別介護保険料 (平成24～26年度)

該当者		保険料 (月額)
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者		第1段階(基準額×0.5) 2,500円
世帯全員が市民税非課税	前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第2段階(基準額×0.5) 2,500円
	前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	特例第3段階(基準額×0.65) 3,250円
	前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	第3段階(基準額×0.75) 3,750円
世帯内に市民税課税者がいる	本人は市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	特例第4段階(基準額×0.9) 4,500円
	本人は市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	第4段階(基準額) 5,000円
本人が市民税課税	前年の合計所得金額が125万円未満	第5段階(基準額×1.1) 5,500円
	前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満	第6段階(基準額×1.25) 6,250円
	前年の合計所得金額が190万円以上500万円未満	第7段階(基準額×1.5) 7,500円
	前年の合計所得金額が500万円以上	第8段階(基準額×1.75) 8,750円

(平成27～29年度)

該当者		保険料 (月額)
生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者 前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下		第1段階(基準額×0.45) 2,250円 ※平成29年度は変更予定
世帯全員が市民税非課税	前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	第2段階(基準額×0.65) 3,250円 ※平成29年度は変更予定
	前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	第3段階(基準額×0.75) 3,750円 ※平成29年度は変更予定
世帯内に市民税課税者がいる	本人は市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	第4段階(基準額×0.9) 4,500円
	本人は市民税非課税で前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	第5段階(基準額) 5,000円
本人が市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	第6段階(基準額×1.1) 5,500円
	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	第7段階(基準額×1.25) 6,250円
	前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	第8段階(基準額×1.5) 7,500円
	前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満	第9段階(基準額×1.6) 8,000円
	前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満	第10段階(基準額×1.75) 8,750円
	前年の合計所得金額が750万円以上1千万円未満	第11段階(基準額×1.85) 9,250円
	前年の合計所得金額が1千万円以上	第12段階(基準額×1.95) 9,750円

平成27年度の保険料の金額や納入方法は6月中旬に第1号被保険者へ通知します。